

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索

をご覧ください。

ご不明な点は
マイナンバーの
コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー

0570-20-0178まで

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※一部IP電話等でつながらない場合は、050-3816-9405までおかけください。

※平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※マイナンバーの取扱いについてはガイドラインを踏まえた対応が必要です。

※法人には法人番号が通知されます。

特定個人情報保護委員会

検索

法人番号 国税庁

検索

北谷町にお住まいの皆様へ

マイナンバー制度、
社会保障・税番号制度
はじまります。



愛称:マイナちゃん

マイナンバー



北谷町

① マイナンバー制度とは

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

もっと便利に暮らしやすくするための制度です。



公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



② 通知の方法について

平成27年10月から、国民の皆さま一人ひとりに、マイナンバー（一人ひとり異なる12桁の番号）が通知されます。

POINT 【住所確認】

- 住民票を有する全ての方に1人ひとつの番号が通知されます。
- 住民票の住所に「通知カード」が送付されます。
- 通知を確実に受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市町村に住民票の異動をお願いします。

POINT 【書留の中身を確認】

- マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。
- マイナンバーの「通知カード」※通知カードは大切に保管してください。
 - 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - 説明書

「個人番号カード」の交付を希望される方は、申請により、「通知カード」を引き替えに、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

※マイナンバーを使用した手続きの際には、「身元確認」と「番号確認」を行うことが法律で義務付けられています。

- ・「個人番号カード」を持っている場合：身元確認と番号確認がカード1枚で可能です。
- ・「個人番号カード」を持っていない場合：運転免許証（身元確認）+「通知カード」（番号確認）など複数枚で確認します。

※「個人番号カード」は無料で取得ができ、本人確認に利用できる公的身分証明書です。

POINT 【個人番号カードの申請】

個人番号カードを申請しましょう。

- ① 郵送で申請→個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ② オンラインで申請→スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請 ※その他の方法も検討中

POINT 【個人番号カードを受け取る】

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ① 大切に保管していた「通知カード」
 - ② 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
 - ③ 運転免許証などの本人確認書類
- ※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。



個人番号カードイメージ(表・裏面)

③ こんな場面で必要となります。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、行政機関等から申請書等へのマイナンバーの記載を求められる場合があります。
- 従業員は事業主からマイナンバーの提示を求められ、税や社会保険の手続を行うこととなります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障の手続

年金・労働・医療・福祉

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護など

税務関係の手続

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務など

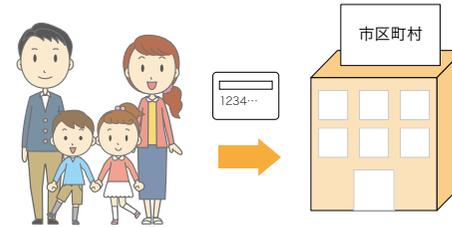
災害対策の手続

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務など

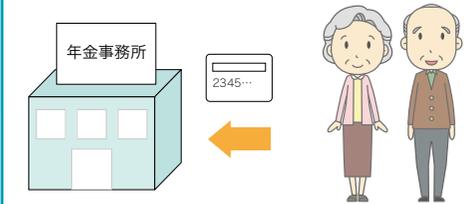
※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

【利用例】

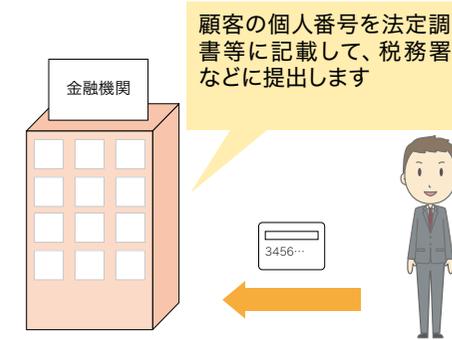
毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提供します。



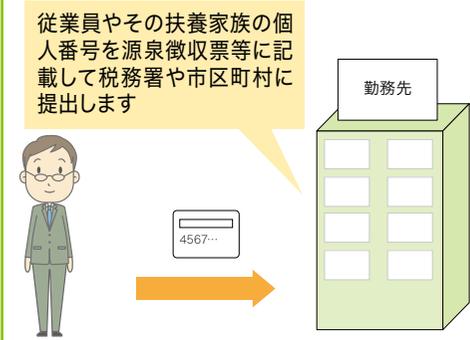
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提供します。



証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。



マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金に関して平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

4 個人情報保護 -マイナンバー-

利用にあたっての注意点

マイナンバーの取扱は、個人情報保護法

よりも厳格な保護措置が設けられています。

注意点①

取得

事業者等によるマイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- **利用目的をきちんと明示する必要があります。**
法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。
- **マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。**
取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

「源泉徴収票に記載して提出します」など、きちんと明示を。



注意点③

保管・廃棄

事業者等によるマイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- **必要がある場合に限り、保管し続けることができます。**
翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合など
- **不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。**
マイナンバーを事務で利用しなくなった場合

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認してみよう。



注意点②

利用・提供

事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、行政機関等に提出！

- **利用目的以外の利用・提供はできません。**

マイナンバーの利用・提供例

手続分野	手続書類
税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書 など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金被保険者資格取得(喪失)届 など

マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません。



マイナンバーを含む自分の個人情報、やりとりされた記録をご本人で確認できます。

情報提供記録開示システム(マイナポータル)

情報提供等記録表示業務

自分の特定個人情報をいつ、誰がなぜ情報提供をしたのか

自己情報表示業務

行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます

お知らせ情報表示業務

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能



- 情報提供等記録開示システムは、平成 29 年 1 月から稼働する予定です。
- 情報提供等記録開示システムの機能の詳細は検討中です。